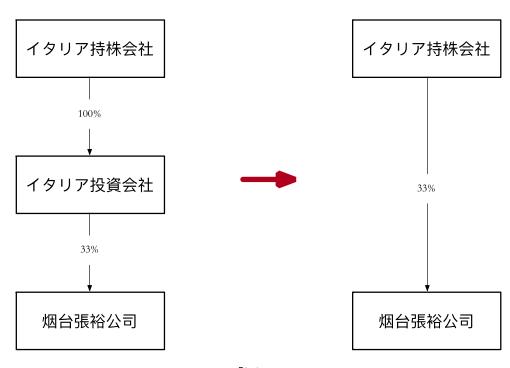


世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

国外合併税務案件の紹介

1. 事実

2005年9月29日、イタリアのILLVA SARONNO INVESTMENTS S.r.l. (以下「イタリア投資会社」といいます。)は、山東省対外貿易経済合作庁の批准を受け、人民幣481,424,260元の対価により烟台張裕集団有限公司(以下「烟台張裕公司」といいます。)の33%の持分を取得しました。2012年7月17日、イタリアのILLVA SARONNO HOLDING S.p.A (以下「イタリア持株会社」といいます。)とイタリア投資会社は、それぞれ株主総会決議を通じ、イタリア持株会社がイタリア投資会社を吸収合併することを決定し、イタリア持株会社はイタリア投資会社の全ての資産と負債を引き受けました。その中には、烟台張裕公司の33%の持分が含まれ、吸収合併後、イタリア投資会社は2012年11月21日に法により会社登記が抹消され、イタリア持株会社が烟台張裕公司の33%の持分を直接保有することになりました。2012年7月17日、イタリア持株会社は、2社の吸収合併の情況について、烟台張裕公司に書面告知しました。(以下の図1をご参照ください)



イタリア持株会社は、今回の取引が「企業再編業務の企業所得税の処理に係る若干の問題に関する財政部及び国家税務総局の通知」(財税(2009)59号文)【1】の関連規定に適合しており、当該通知の合併【2】に関する特別再編の一般条件に従い特殊税務処理の待遇を享受すべきであるため、今回の取引では課税を受けるべきではないと判断しました。

山東省烟台市芝罘国家税務局(以下「芝罘国税局」といいます。)は、上述した吸収合併について、実質的には直接持分譲渡と認定されるべきであり、かつ、譲渡価格は独立企業間取引原則に適合しておらず、中華人民共和国の現行の租税法律規定に従い課税をすべきであると判断しています。2013年9月9日、烟芝国税外通(2013)002号税務事項通知書が発行され、その中で国税函(2009)698号文書第7条【3】の規定により、納税調整を行い、烟台張裕公司の2012年6月30日時点における簿価純資産価額2,863,169,524.88元を基準とし、イタリア持株会社に対して企業所得税46,342,168.32元を納付し、2013年9月25日までに納税申告を行うよう要求しました。2013年9月22日、原告(イタリア持株会社)は上述の税額を実際に納付しました。

烟芝国税外通 (2013)002 号税務事項通知書に関し、イタリア持株会社はこれを不服とし、2013年11月20日に山東省烟台市国家税務局(以下「烟台市国税局」といいます。)に対して行政不服審査を申し立て、芝罘国税局が発行した税務事項通知書を撤回するよう要求しました。行政不服審査の結果、烟台市国税局は、烟芝国税局が発行した烟芝国税外通 (2013)002 号税務事項通知書を支持しました。

イタリア持株会社は、烟台市国税局の行政不服審査の決定に対して依然として不服を示し、2014年4月24日に山東省烟台市芝罘区人民法院(以下「芝罘区法院」といいます。)に対して行政訴訟を提起し、芝罘国税局が発行した烟芝国税外通 (2013)002 号税務事項通知書を撤回し、納付済である所得税を返還するよう要求する申立てをしました。

_

¹ 財税 (2009) 59 号文第 5 条:企業再編が同時に次の各号に掲げる条件に適合した場合には、特殊税務処理の規定を適用する。

⁽¹⁾ 合理的な商業目的を有し、かつ、納税額の減少、免除又は遅延を主要な目的としていないこと。

⁽²⁾ 買収、合併又は分割を受ける部分の資産又は持分比率がこの通知に定める比率に適合していること。

⁽³⁾ 企業再編後の連続する12ヵ月内において再編資産の従来の実質的な経営活動を変更しないこと。

⁽⁴⁾ 再編取引対価における持分による支払金額がこの通知に定める規定比率に適合すること。

⁽⁵⁾ 企業再編において持分による支払を取得した原主要出資者は、再編後の連続する12ヵ月内において、取得した持分を譲渡してはならないこと。

² 財税 (2009) 59 号文第 1 条: この通知において「企業再編」とは、企業が日常的な経営活動以外に発生する法的構造 又は経済的構造が重大な変化をする場合の取引をいい、これには企業における法律形式の変更、債務再編、資産買収、 合併及び分割等が含まれる。

^{(3)「}持分買収」とは、1つの企業(以下「買収企業」という。)が他方の企業(以下「買収対象企業」という。)の持分を購入し、買収対象企業に対する支配を実現する取引をいう。買収企業が支払う対価の形式には、持分による支払、非持分による支払又は両者の組合せが含まれる。

^{(5) 「}合併」とは、1つ又は複数の企業(以下「合併対象企業」という。)が自身の全ての資産及び負債を別の1つの現存し、又は新設する企業(以下「合併企業」という。)に譲渡し、合併対象企業の出資者が合併企業の持分又は非持分による支払を交換して取得し、2つ又は2つ以上の企業が法により合併を実現することをいう。

³ 国税函(2009)698号文書第7条:非居住者企業がその関連企業に対して中国居住者企業の持分を譲渡し、その譲渡価格が独立企業間取引原則に適合しておらず課税所得額を減少させる場合には、税務機関は、合理的な方法に従い調整を行う権利を有する。

2. 判決の要旨

芝罘区法院は、本案件の争点が 3 点あるという認識を示しました。第一に、今回の再編取引が合併と持分譲渡のどちらであるか。第二に、今回の再編取引が財税(2009) 59 号文にある待遇享受の規定に適合するか否か。第三に、原告が中国ーイタリア租税条約、中国ーイタリア投資協定及び中国ーフィンランド投資協定の最恵国待遇規定に基づき今回の取引において特殊税務処理【4】を享受すべきか否か。

法院は、審理の結果、第一の争点に関し、原告であるイタリア持株会社が 2013 年 3 月 4 日に烟台市国税局企業管理科に対して提出した関連証拠から、次の 2 点が見て取れるという認識を示しました。①原告の子会社であるイタリア投資会社は烟台張裕公司 1 社の持分のみを保有しており、イタリア投資会社の主要資産は烟台張裕公司に対する持分投資である。今回の吸収合併により烟台張裕公司の出資者がイタリア投資会社から原告(イタリア持株会社)へ変更となる事態を直接的に招き、烟台張裕公司に対する原告イタリア持株会社の直接支配が実現されることになったため、被告である芝罘国税局の持分譲渡という認定は不当とはいえない。②2013 年 12 月 12 日、国家税務総局 72 号文【5】に記載される「国外企業の合併により中国居住者企業の持分が譲渡されることになる場合は、非居住者企業の持分譲渡に該当する」という規定は、被告の芝罘国税局によるこの認定の適法性についてさらなる証明をする。

第二の争点に関し、原告が行った今回の国外持分譲渡取引は財税 (2009) 59 号文第 5 条の定める特殊税務処理規定の適用に適合しているものの、財税 (2009) 59 号第 7 条では「企業に中国国内と国外の間に跨る持分と資産買収取引が発生した場合には、この通知第 5 条に定める条件に適合しなければならないだけではなく、更に同時に次に掲げる条件に適合した場合に限り、特殊税務処理規定の選択・適用ができる」という規定がなされている。即ち、非居住者企業がその 100%直接支配をする他方の非居住者企業に対して自身が保有する居住者企業の持分を譲渡するというのは、「親会社から子会社への譲渡」の場合(図2 をご参照ください)であり、原告による今回の取引は「子会社から親会社への譲渡」【6】

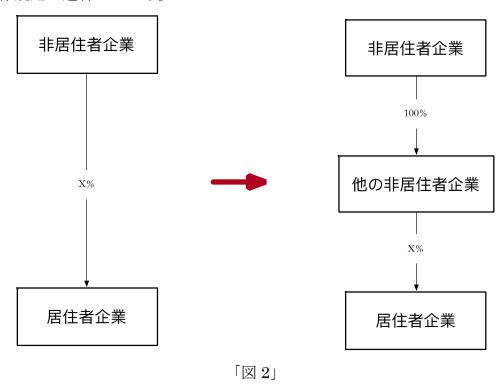
⁴ 中国ーイタリア投資協定第3条第1項:一方の締約国の国民又は会社が他方の締約国の領土内における投資において享受する待遇は、いかなる第三国の国民又は会社による投資において享受される待遇よりも下回るべきではない。中国フィンランド投資協定第3条第2項:既に実施した投資の運営、管理、維持、使用、享受、拡張、売却又は処分の面に対して、一方の締約国が他方の投資家に対して付与する待遇は、一方の締約国が本国の投資家に対して付与する投資の待遇を下回るべきではない。本案件において、イタリア持株会社は、自身はフィンランド(第三国)の会社が中国において投資する場合を下回らない待遇を享受すべきであるという主張をしています。即ち、中国の投資家を下回らない待遇により、特殊税務処理の規定が適用可能という主張をしています。

^{5 「}非居住者企業の出資持分譲渡に特殊性税務処理を適用することに関係する問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局 72 号文) 第 1 条:この公告において「持分譲渡」とは、非居住者企業に「通知」(財税(2009) 号 59 号文) 第 7 条第(1)、(2) 号に定める事由が発生した場合をいう。その内「通知」第 7 条第(1) 号に定める事由には、国外企業の分割及び合併により中国居住者企業の持分が譲渡されることになる場合が含まれる。

⁶ 特殊税務処理の選択で満たすべき条件について注意が必要です。財税(2009)59号文にある企業再編の特殊税務処理に関する規定を享受することができるか否か、一概に結論づけることはできず、区別して検討する必要があります。特に財税(2009)59号文第7条の規定を満たしているか否かの検討が必要です。

中国国内と国外に跨る持分と資産買収取引は、譲渡人と譲受人がいずれも非居住者企業の場合における関連する持分

であるため、本案件の原告であるイタリア持株会社は、財税 (2009) 59 号文に定める待遇を享受すべきではなく、芝罘国税局が国税函(2009) 698 号文に基づいて作成した納税通知書は法律規定に適合している。



本案件の第三の争点に関し、「中華人民共和国企業所得税法」、「中華人民共和国企業所得税法実施細則」及び国税函(2009)698 号文の規定に基づき、持分譲渡行為の課税について、国内居住者企業と国外非居住者企業に対する適用、及び国外各国の非居住者企業の間における適用は、いずれも一致しており、いかなる適用の差別も存在しない。中国の企業所得税法の制度体系において、国外非居住者企業特有の特徴に鑑みて制定された特別の租税徴収管理規定について、非居住者企業である原告に対する差別ということはできない。これは世界的な慣例でもある。

上記を総合して、芝罘区法院は、被告の芝罘国税局が原告のイタリア持株会社に対して 採った烟芝国税外通(2013)002号税務事項通知書に基づく行政行為の事実は明白であり、 適用法律は正しく、手続は適法であり、原告の申立て内容を支持することはできず、原告 の申立てを退けるべきであるとしました。また、原告による納付済の税金を返還するとい

譲渡の税務処理の場合には、財税 (2009) 59 号文第 5 条及び第 7 条第 (1) 号の関連規定を同時に満たす場合に限り、特殊税務処理規定の適用・選択が可能となります。同時に、第 7 条第 (1) 号について特に注意が必要なのは、当該条項の規定は譲受人が譲渡人の 100%直接支配子会社であることを要求しています (親会社が小会社に対して持分を譲渡する場合のみ)。これには小会社が親会社に対して持分を譲渡する場合は含まれていません。本件は、小会社であるイタリア投資会社が親会社であるイタリア持株会社に対して持分を譲渡する場合であり、59 号文第 7 条第 (1) 号の規定を満たしていないため、特殊税務処理を選択することができません。

う申立てには事実と法的根拠が存在せず、法院は法により支持しないとしました。 本案件について、現時点ではイタリア持株会社が上訴を申し立てるか否か明確ではあり ません。引き続き動向に着目するとことを提案します。

3. 解説

本件は、まずイタリアで、イタリア会社関連法令に基づき吸収合併がなされ【7】、中国国内企業の投資家に生じた変化の情況についても、イタリア税法に基づき処理がなされることになります。次に中国では、中国会社関連法令という側面からいえば、1997年「外商投資企業の投資家の持分変更に係る若干の規定」に基づき、「外商投資企業の投資家持分変更」の複数ある類型の1つであり、「持分譲渡」とも明確に区別される「企業の投資家が合併し、その合併後の承継者が法により原投資家持分を承継する」として扱われ、投資家の変更の手続がなされます。本案件は、外国企業投資家の合併であり、合併後の外国企業が承継者として法により外国企業の原投資家の保有する中国子会社の持分を承継する場合の中国組織再編税制上の処理、具体的には、特殊税務処理の待遇を享受する場合に該当するかどうかが争われた事案です。本稿では、今回の再編取引が中国組織再編税制上の合併と持分譲渡のどちらであるかという争点について解説します。

財税(2009) 59 号文は、クロスボーダーの持分買収について、特別のルールを定めています。しかし、外国企業投資家が合併し、その合併後の外国企業が承継者として法により外国企業の原投資家の保有する中国子会社の持分を承継する場合のルールについては、明確に定めていません。明確なルールの制定が期待されますが、実際問題として完全に明確なルールを期待することは難しいといえます。各国の外国法制度に基づく外国企業投資家の合併は、中国法制度に基づく中国企業の合併と類似性はあるのもの、完全に一致するものではありません。例えば、中国より柔軟な形での合併が認められている国もあります。税法では形式のみならず実質も重視されるのでなおさら難しくなります。このように明確なルールがないという状況の下、特殊税務処理の待遇を享受できるか否かについて、各地の地方税務当局の理解は異なり、外国企業の疑問に対して合理的な説明もなされていません。外国企業は、外国での合併を実行した後も、中国子会社の投資者変更に対する中国での課税関係を確定できないという不安定な状況におかれることになります。

本件で、原告である外国企業は、財税(2009)59号文の合併であるという主張をしています。例外的な処理である特殊税務処理の待遇を享受するためには、明文で認められてる組織再編に該当するという主張をするほかなく、合併であるという主張をするほかありませんでした。本件の組織再編は、明文で認められたものではないが、特殊税務処理の待

_

⁷ 中国でもイタリア会社関連法令に基づき吸収合併がなされたこと自体については争いになりません。中国組織再編税制上は持分譲渡であるという認定を前提としつつ、国内企業の持分の譲受人であるイタリア持株会社に対して課税がなされているのも、譲渡人であるイタリア投資会社の納税義務を吸収合併により承継していることを前提にしていると考えられます。

遇を享受すべきという主張はできないことになります。財税(2009)59号文の定める合併は、中国企業の合併だけではなく、外国企業の合併も含むという主張です。法院は、合併ではなく持分譲渡であるという地方の税務当局の認定を支持しました。

持分譲渡であると認定した主な理由は、国外の合併対象が国内企業の持分のみを保有し、かつ、その他の経営活動に従事していないという事情から、その実質は持分譲渡であるというものです。すなわち、合併は事業にかかわる全ての資産と負債を承継させることを本質的な特徴としますが、本件の承継の対象は中国子会社の持分だけであるから、法形式が合併であったとしても、実質は持分譲渡であるとしました。

持分譲渡であると認定した補助的な理由は、本件の合併後に公布・施行された新規定の存在です。国家税務総局が公布した国家税務総局公告 2013 年第72 号文は、財税

(2009) 59 号文第7条第(1)、(2) 号に定める事由(即ち、クロスボーダーの持分譲渡)の特殊税務処理の適用にあたっての取り扱いを明確にするために制定されましたが、第1条では、財税(2009) 59 号文第7条第(1) 号に定める事由(非居住者企業がその100%直接支配する他方の非居住者企業に対して自身が保有する居住者企業の持分を譲渡する場合)には、国外企業の分割及び合併により中国居住者企業の持分が譲渡されることになる場合【8】が含まれることを明確に定めています。当該新規定により、国外企業の合併により中国居住者企業の投資家が変更されることになる場合について、財税

(2009) 59 号文の合併ではなく、持分買収として処理される場合があることが明文で認められたことになります。しかし、当該新規定は、①国外企業の合併により中国居住者企業の投資家が変更されることになる場合はすべて合併ではなく持分譲渡として処理されなければならないのか否か(すなわち、財税(2009)59 号文の合併は国内企業の合併に限定解釈することになるのか否か)、②仮に国外企業の合併により中国居住者企業の投資家が変更されることになる場合には合併として処理される場合と持分買収として処理される場合があるとするとどのように区別するのかという点については依然として明確にしていません。たとえば、本件の事案と異なり、国外の合併対象が国内企業の持分を保有しているだけではなくその他の経営活動に従事している(すなわち、中国子会社の持分だけではなく、外国で事業に関連する多くの全ての資産と負債を承継させる場合)という場合にどのように処理されるかについては明確にしていません。本判決は、上記のとおり、本件の再編の実質が合併ではなく持分譲渡であるということを主たる理由として持分譲渡であるという結論を導いているので、新規定のこのような明確でない適用範囲について解釈を示していません。新規定の施行後も、合併した外国企業は課税されるのか否か依然として不安的な状態におかれることになります。

⁸ 国家税務総局公告 2013 年第 72 号文の時期適用に関する問題です。国家税務総局 72 号文第 10 条の規定に基づき、この公告を発布した日から施行します。実施前に発生した非居住者企業の持分譲渡における特殊税務処理が未処理となっている関連事項については、この公告により取り扱うことができます。イタリア持株会社の吸収合併行為は 2012 年に発生しましたが、2013 年になるまで案件が処理されて終了とはなっていないため、72 号文の規定を適用することができます。

もっとも、財税(2009)59号文の合併ではなく、持分買収として処理される場合があ ることが明文で認められたので、地方の税務当局は明確でないその適用範囲を広く解し て、特殊税務処理の待遇享受を認めないという傾向をより強める可能性があります。特殊 税務処理の享受待遇は、権利として当然に付与されるという性質のものではなく、例外的 に政策的な理由から特別に付与されるという性質のものです。地方の税務当局からすれ ば、課税の繰り延べを認めれば税収入が繰り延べられることになってしまいます。外国企 業に対する徴税は中国国内企業に対する徴税より煩雑であり、持分譲渡益が認められる時 点で確実に徴税したいと考えることになります。このような国内での再編と外国での再編 の区別は、判例でも言及されているように、外国でも認められている考え方です。また、 国外の合併対象が国内企業の持分を保有するだけではなく、その他の経営活動に従事(す なわち、中国子会社の持分だけではなく、外国で事業に関連する多くの全ての資産と負債 を承継させる場合)するという場合であっても、中国の地方税務当局からみれば、中国で 非居住者に対する課税対象となる中国国内を源泉とする所得のうち、国外合併により中国 で主な課税対象として検討されることになるのは、中国子会社の持分ぐらいであり、持分 譲渡というようにみられやすいです。今後どのような理解のもと処理されるか注視してい く必要がありますが、各地で異なる地方の税務当局の理解を統一するような中央の税務当 局の解釈が(不完全さを残すものであったとしても)示されることが望まれます。

本資料の著作権は世民律師事務所(以下「世民」といいます。)に属するものであり、本資料を無断で引用、変更、転写又は複写することは固くお断りいたします。

本資料は、中国法令の意味を理解するための参考として供する目的にのみ作成されたものであり、中国法令そのものに対する解釈、説明又は解説等を含むものではありません。